

○総合計画・財政運営について

1. 総合計画とは

「長期的、大局的見地から 21 世紀を展望した将来都市像と施策の大綱、その実現に向けた具体的な施策・事業を明らかにしたものであり、市行政にあっては、各種計画の上位にあって総合的かつ計画的な行政運営の基本的指針となるもの」

「市民に対してはまちづくりの将来的方向を示し、望ましい地域社会づくりのための理解と協力を求めようとするもの」

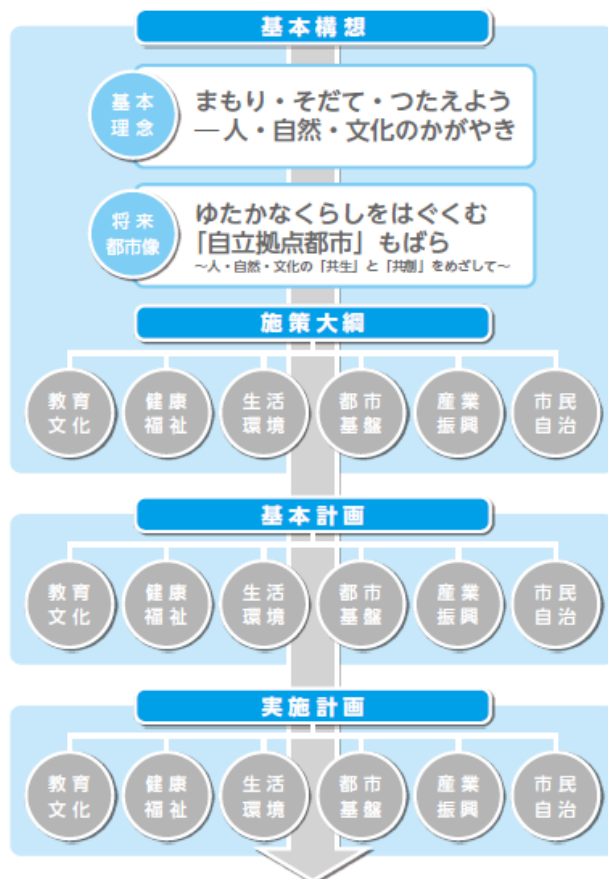
「民間諸活動に対しては誘導あるいは指導の指針となるもの」

(茂原市総合計画 2001→2020 8 ページ)

※地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）…地方分権改革推進計画に基づく地方公共団体に対する義務付け撤廃の中に、「市町村基本構想の策定義務」が含まれた。

地方自治法第 2 条第 4 項（改正前条文）

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。



2. 基本構想・基本計画・実施計画

「基本構想は、平成 32 年度（2020 年度）を目標年次として、本市のまちづくりに向けた基本理念を掲げ、これに基づいて目標年次までに目指すべき将来像を定め、これを実現するための基本的な方向を明確にするもの」

「基本計画は、平成 22 年度（2010 年度）を目標年次とし、基本構想を実現するための施策を体系的に示したもの」

「実施計画は、基本計画における施策を具体的に実施していくための計画であり、毎年度の予算編成の指針となるもの」

（茂原市総合計画 2001→2020 9 ページ）

## 基本構想

H13～H32

## 基本計画

前期基本計画 H13～H22

**後期基本計画 H23～H32**

## 実施計画

第1次3か年実施計画 H13～H15

第2次3か年実施計画 H16～H18

第3次3か年実施計画 H19～H22

第4次3か年実施計画 H23～H25

**第5次3か年実施計画 H26～H28**

## 3. 基本理念

## まもり・そだて・つたえよう—人・自然・文化のかがやき

## ■まもり・そだて・つたえよう……………人

本格的な少子高齢社会を迎え、人を大切にするまちづくりがますます重視される中で、すべての人の安心と安全な暮らしを「まもる」とともに、市民の中にノーマライゼーション\*やコミュニティを大切にする心を「そだて」、次の世代に茂原の心として「つたえて」いくことを目指します。

## ■まもり・そだて・つたえよう……………自然

首都圏郊外地域として、今後とも人口増が見込まれる中で、市民の理解と協力の下に本市の個性でもある温暖で緑豊かな田園や丘陵などの貴重な自然環境や風景を「まもる」とともに、まちづくりの中で快適性の高い身近な環境などを「そだてる」ことにより、次の時代の資源として「つたえて」いくことを目指します。

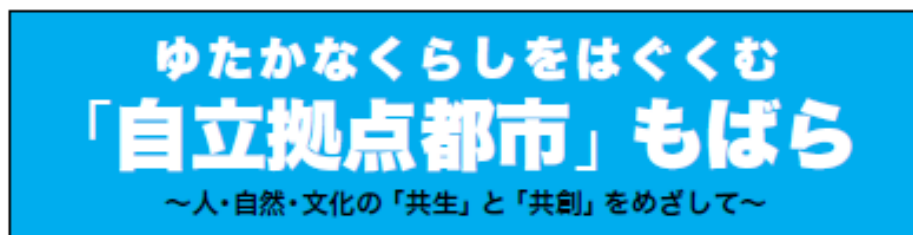
## ■まもり・そだて・つたえよう……………文化

社会全体が成熟化し、市民の価値観や生活スタイルが多様化する現在、長い歴史の中で伝えられてきた地域文化を「まもる」とともに、心の豊かさや生活の潤いをもたらす市民文化を「そだてる」ことにより、新しい価値の加わった茂原文化として「つたえて」いくことを目指します。

## ■人・自然・文化のかがやき

本市の個性であり、市民共有の財産でもある人や自然や文化が育んできた価値観、及び21世紀の可能性を踏まえ、まもり・そだて・つたえることを基本姿勢とした活動を積み重ねることにより、これらの財産がもたらす「かがやき」を増大させていくという目標を掲げ、まちづくりを進めていきます。

## 4. 将来都市像



本市は地域の中核都市として、また長生・山武地方拠点都市地域の中心都市としての役割を担っており、バランスのとれた産業構造と恵まれた生活環境など、個性をより伸ばしていくことを基本として、まちづくりを推進していきます。すなわち、都市機能や行財政基盤などを強化することにより、都市としての自立性を高めるとともに、多様な市民要望に応えうる都市機能の選択肢を増やすことにより、市民はもとより周辺地域の住民にとっても大都市とはひと味違った、魅力ある都市の形成を図ります。

また、本市に暮らす一人ひとりが市民としての権利と義務を自覚し、「個」として自立した真の市民として新たな地域社会の実現に参加することにより、市全体に自立した精神風土を醸成していくことを目指していきます。

まちづくりの推進にあたっては、豊かな自然環境の保全と新たな都市開発との調和、さらなる産業間の交流と共存を図っていきます。また、本市を構成する市民一人ひとりが、互いの個性や能力を尊重しあいながら協調していくとともに、市民相互間はもとより、市民と行政、さらには企業等との役割分担の下で、「自分たちの暮らす茂原の人・自然・文化について自ら考え、自ら参加し、ともに創りあげていく」というパートナーシップの精神を基本とした「共生」・「共創」のまちづくりを進めていきます。

## 5. 財政運営

普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては三十日、その他の市及び町村にあつては二十日までに当該予算を議会に提出するようにしなければならない。

（地方自治法（以下「法」と表記）第211条第1項）

普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。（法第211条第2項）

普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に関する手続を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。（法第220条第1項）

地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。（地方財政法（以下「地財法」と表記）第2条第1項）

地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。（地財法第4条の2）

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。（地財法第5条）

一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合

二 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）

三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合

四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあ

らかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

議会による 民主的統制	財政民主主義の観点に基づく議会による統制（予算に係る議決、執行に際する各款項目間の流用禁止、会計年度独立の原則、総計予算主義の原則）
「適法性」、「正確性」の確保	議会による決算等のチェック、監査委員による財務処理のチェック、住民によるチェック機能（住民監査請求、住民訴訟）の確保
「現金主義」と「単式簿記」	議会による事前統制、予算の執行管理の手段として、現金収入である歳入を予算に基づき配分。現金ベースの予算管理において、簡便な記帳方式の単式簿記を採用
「情報開示」と「説明責任」の履行	予算・決算書類、財政状況の公表等による情報開示と説明責任の確保
「命令機関」と「執行機関」の分離	会計事務の適正な執行を確保するため、支出に係る「長」の命令行為と「会計管理者」の確認行為を分離（内部けん制の仕組み）

※歳出の流れ（例）

